

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年8月5日(金)午後1時32分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

2番	山口	吉	広
3番	久乗	清	和
5番	上田	隆	健
6番	中村	日	出 美
7番	田中	壽	嗣
8番	内田	裕	夫
10番	辻村	忠	雄
11番	南	和	弘
12番	芳川	清	志
13番	林		勉
14番	森	一	博
15番	井上	文	彦
16番	神原		均
17番	内田	孝	司
18番	川嶋	久	治
19番	吉田		武

4. 遅刻委員 12番 芳川 清 志

5. 欠席委員

1番	村田	正	己
4番	上田	幸	子
9番	石塚	義	博
20番	林	吉	一

(事務局長)

皆さまこんにちは。それでは、令和4年第8回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

なお、本日は、上田幸子委員、石塚委員、林吉一委員から欠席届をいただいております。村田正己委員と、芳川委員は遅れて来られるということにはなっておりますが、時間のほうが来ておりますので、始めさせていただきたいと思っております。では、本日の出席委員は、農業委員14名中10名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる7月26日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略とさせていただきます。

5番 上田隆健委員

7番 田中会長

9番 石塚委員

13番 林勉委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(芳川委員 午後1時34分 入室)

(会長)

会長あいさつ

それでは、本日の議案ですけれども、お手元の資料に基づき進めてまいります。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	5件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可)	1件
議案第3号	非農地証明交付願について(非農地証明)	1件

(会長)

議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について (納税猶予 (入口)) 1 件

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について (利用権設定) 1 件

よろしくお願いをいたします。それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名します。5 番の上田隆健委員、6 番の中村委員。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。

それではまず、現地調査の報告を調査委員から、お願いをいたしたいと思います。

(●●●●委員)

議案第 1 号受付番号 27 から受付番号 31 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号 28 から受付番号 31 の該当地については、特に問題ないものと思われま

す。なお、受付番号 27 については、少し草が生えていましたが、譲受人が容易に除草できる程度であり、特に問題ないものと思われま

(会長)

す。続きまして、議案第 1 号受付番号 27 につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 1 号受付番号 27 について議案書 1 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書については、議案書 2 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 1 ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第1号受付番号27、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございますか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号27を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号28について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号28について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。この案件の譲受人は、6月の全員協議会で、農地所有適格法人の審査等の協議をしていただいた法人です。協議結果である「農地所有適格法人ではあるが、所有する全ての農地を自ら耕作していないと思われるので、農地の新規取得は認められない」ということを当該法人にはお伝えいたしました。今回、どうしても申請書を提出したいとの意向で出てきた案件になります。

なお、現地調査の際に、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしているか、事前審査を今一度、併せて実施していただいております。内容については、議案書4ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、議案書5ページの農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書をご覧ください。この調書に記載している判断の理由にひとつでも「該当しない」があると、不許可となります。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

また、資料Aといたしまして、譲受人の経営農地の全体地図を本日机の上に置かさせていただきましたので、そちらのほうもご参考にしていただければと思います。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

●●●●●●●●●●については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われま

(会長)

それでは、議案第1号受付番号28、この案件について皆さん方からご意見ご質問を頂戴をいたしたいと思

はい、●●委員。

(●●委員)

今、言われたように、6月にということで法人が適格かどうかということであったということなんですけども、この令和3年から令和4年の3月までで2,900万円ぐらいの売上ということ

(事務局)

当該法人のほうから決算書を提出していただいております。

(●●委員)

その中で、これ農地を見ると、だいたい水稲が多いんですけども、この水稲っていうのは本当に作付されてるかどうかっていうのは何で確認するんですか。それと機械をようけ持っておられるけど、ほんまにこの機械が自分の名前かどうかっていうのは申告だけですか、これは。農業用機械。

(事務局)

そうですね、農業器具に関しては申請書のほうに書いていただく欄に記載してあったものになります。あと、水稲を主にされてるところなんですけど、事務局としては、確定とまではいかないんですけど、ちょうど●●●●●●の前の農地を、全体地図でも見ていただいたらわかると思うんですけども、右下ですね、資料Aの右下のところなんですけども、ここの農地に関して、事務局で確認をとると、人に貸されてるらしいって

(事務局)

こともあったので。作付は全部きちんと、別に荒れてるところがあるわけではないです。

(●●委員)

いや、本人が作付されてるかどうかという、先ほど言われたんで、ほんまにされてるんかどうかな。そしたら、米を収穫されて、その売上げを見るのか、何か方法があると思うんやけど。他の人に作ってもうたらなんぼでも作れることやから、そこの確認をもうちょっとできひんかな。一つはわかってます、ハウスで作ってはるっていうのはわかるけど、それ以外の水稲とか、本当に作ってはるかかって確認やから。米を売ってはんのか、水稲のもみはどういう形でしてはんのか、他に肥料買うてはんのかどうかいう、そういう確認もできると思うんですけどね。してはります、そういう法人やと、ここまで、こないだからややこしいって言うんやったらそこまで確認できるんちゃうかなって思うんですけど。

(事務局)

事務局に提出していただいている決算書の中の損益計算書があるんですけども、そこで売上原価ですね、苗代費とか肥料費っていうのが前年度と特段変わらない中、前年度ゼロだった商品の仕入れっていうので2,500万円ほど挙がってきているんです。ですし、今回2,900万円ほどの売上高っていうふうな形が出てくるんですけども、実質そうやって商品を仕入れてされてるのであれば、ほんまに自分で耕作して2,900万円売上高を出したのかっていうところに事務局も疑問は抱いております。

(●●委員)

今、事務局のおっしゃっていたように、その商品の仕入れが施設についての商品の仕入れか、水稲についての商品の仕入れか、そこを正確にするほうが一番わかりやすいんじゃないかと。ほんまに耕作されてるかどうか言うのを、個人がされてるのか、誰かに貸してはるのかっていうのは、それが一番わかりやすいんじゃないですか。

- (事務局) 別紙、決算書ではないんですけども、売上げとか仕入れ先の報告という形でA4一枚もので紙はもらってるんですけど、基本的に仕入れってというのが、お野菜ですね。ブロッコリーであったり、カボチャとか、ハウレン草とかそういうふうな形で、どこどこ会社さんから仕入れてると。取引先がどこどこに、ハウレン草であったり売上げとして渡してるっていうふうな形のものもいただいております。
- (会長) ●●委員どうです。
- (●●委員) 今の、この方が仕入れして、農家から仕入れしてはるってことですよ。
- (事務局) そうですね。
- (●●委員) 作ってはらへんね。
- (会長) はい、●●委員。
- (●●委員) 今の話聞いてたらね、別に農地、今の話だけでしたら農地持たんでもできる話ですよ。仕入れで売ってるだけ。農地、必要ないですよ。
- (事務局) そうですね、仕入れで。
- (●●委員) それとね、私、聞こうと思ってたんやけど、現地調査の時に聞いてんけども、もっかい確認させてもらいますけど、6月で却下になったと、ダメやと言われてること。それが6月か、7月やったっけ。
- (事務局) 6月の全員協議会で、できるかどうかっていうのを審査してくださいっていうことでお話していただいております。

(●●委員)

それでダメになって、差し戻しになったわけやね。それで今回また新たに出てきたわけです。内容的にどんだけ変わってたんです、それは。

(事務局)

うちのほうから、先ほどお伝えさせてもらったとおり、結論は相手さんにもお伝えさせていただいております。特段何か変わったわけでもないように思われますし、そこに関して相手さん、当該法人のほうに問い合わせはしましたけど、ご回答もいただけてない状態ですし、変化は特にはない状態です、はい。

(●●委員)

すみません、この間の確認です。そしたら、何のために今回出してきたんです、ここは。全く同じ状態が出てきてる、ほんでこっちから問い合わせしてるのに回答がないということで、今回これ通すわけにはいきませんわな。私はそう思います。

(会長)

そのほか、何かご意見があれば頂戴をいたしたい。はい、●●●委員。

(●●●●委員)

すみません、ちょっと確認ですけども、今、この図面、地図見たら、久御山町で所有地が11筆あるということで、この11筆は●●●●●の所有物件ですよ。農業委員会でこれ許可してる、認めてるので所有されてると、今回これを非にすると問題はないんですかね。

(事務局)

問題は特にはないと思います。

(●●●●委員)

今まではオッケイやけども、今回は同じことで、何であかんのやっていう話にはなりはしません。

(事務局)

ここの11筆っていうところなんですけども、●●●●●が法人を立ち上げられて、順に農地のほうを取得されていったんですけども、毎年そうやって、まず農地所有適格法人として決算書であったりとか、提出していただけてる中で、売上高のほうはそこまで上がってこなかったんです。確認書でも見ていた

(事務局)

だいたらわかると思うんですけど、31年の4月からとかやったら100万円ちょいぐらいであったりとか、そういう部分であったり、従業員数とかもどこまでいるのかっていうふうなお話を従来させていただいてた中で、3条申請は通りませんよというふうなのは、法人さんとずっと協議というか、お話はさせていただいております。

(●●●●委員)

要は、それまでは適格法人やったっていう理解でこれ、●●●●のところ。

(事務局)

今現在も、所有適格法人としては問題ないんです、第一段階である。ただその3条申請の3条調書のほうですよ、5ページの判断理由のところを判断していく中で、6月の全員協議会とかでもお話させてもらいましたけど、一番上の全部効率利用、自ら耕作しているのかっていうところに先ほどお伝えさせてもらった決算書の、そうやって仕入れて売ってるっていうところで、今、●●委員も言うてくれはったように、農地が必要なのかっていう疑問であったりとかも出てきますし、そこでどうなのかっていうところにあたるのかなと思います。

(●●●●委員)

先ほども●●委員のほうから、肥料とか苗とか種とか、そんな買うたというような実績が出てきて初めて農作物ができてくるというふうなことになんねんけども。先ほどの事務局の説明やったら、作らした人の品物を、今、この地元の農地で小作っていうかな、作ってもうて、その方の出来上がった商品を買って転売しはることも考えられるっていう話が、そんなイメージも出てんけど、そうなったら全然話がちゃいますやんか。この3条調書の中の2項の4号で書いてある、自家努力によって精農するということを約束されているっていうのが前提であるのに、それが判明してへん、あやふやな状態でこれには該当しないということになってくるので、そのへんで一つの判断できるんかなとは思いますが。

(会長) そのほか、何か意見等ございませんか。あれば頂戴をいたしたいと思いますが。それぞれ各委員から、今、3名の委員さんからご意見を頂戴をいたしましたけども、そのほか何かございませんか。

(事務局) 会長、ちょっと一点だけいいですか。
全部効率の中で今、主に久御山町、本町内でのお話をさせていただいたんですけど、●●●と●●●さんのほうでも資料Aの左上に経営農地として記載させていただいてるんですけど、他市町村の状況は事務局で確認させていただいて、●●●のほうは特段荒れてるところがなく良好やという回答をいただいていたんですけど、●●●さんのほうでは3筆、荒廃地になってるってということもお伺いしてますので、遅れての追加になりますけども、そこもちょっとお伝えさせていただきます。

(会長) 今、事務局から追加の説明がございましたが、この件も併せて何か、ご意見等あれば、お出しをいただきたいと思います、いかがでしょうか、よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見もないようですので、採決をとりたいと思います。議案第1号受付番号28を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手なし。よって不許可といたします。不許可の場合はあれやね、理由がいるんやね。不許可の場合は農地法3条調書というのを事務局が作成するんですけども、皆さん方の5ページの3条調書ですね。これの一番上ですか、第2項第1号、全部効率利用ですか。それともう一つは第2項第4号、この二つに該当するということになるかと思いますが、それでよろしいでしょうかね。よろしいですか。

(●●●委員) ●●●のところで●●●さんって、一緒の人なんかな、●●●さんと。●●●●●●の会社と、個人で持ってはったんのかあるのか、それがどうにもはっきり理解できひんねん。赤には塗ってあらへんし、こっち見ても多分同じ人やねんけどなと思うねんけど。

- (事務局) そうですね。当該法人の代表が●●さんに当たります。
- (●●委員) 今は会社で買うということになるの。
- (会長) そうですね。
- (●●委員) 名義は個人で持つてはるところがあるっていうことやろ。今までの、あるところは。それはまた違うんですか、考え方が。そこが俺もわからへんねんけども。
- (会長) 個人の所有地と法人の所有地が、違いますのでね。法人の場合は先ほどのね、適格どうのこうのっちゅうのがございますけど、個人の場合はそれはない、個人さんの。
- (●●委員) ということは、久御山でもっと持つてはるってことやな。個人の合わせたら。
- (事務局) そうですね、今、資料Aのほうに色付けさせていただいてるのは、当該法人として持たれてる分です。
- (会長) それでは、受付番号28につきましては、以上のような形をとりたいと思います。
- 続きまして、議案第1号受付番号29につきまして、事務局から説明を願います。
- (事務局) それでは、議案第1号受付番号29について議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
- なお、こちらの案件も譲受人が法人ですので、現地調査の際に、農地所有適格法人の要件を満たしているのか、事前審査を併せて実施していただいております。内容については、議案書7ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。
- また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書8ページをご覧ください

(事務局)

い。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●●●委員)

農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

●●●●については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員の上すべての要件について、満たしているものと思われま。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号29につきましてご意見ご質問を頂戴をいたしたいと思いが。

いかがでしょうか。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようございま。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号29を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたしま。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたしま。

続きまして、議案第1号受付番号30につきまして、事務局より説明を願いま。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号30について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号30の、この案件につきまして、ご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思えます。

どうでしょうか、何かございますか。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号30を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号31について、事務局からまず説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号31について議案書11ページをご覧ください。同一経営体の中で持分を譲渡される案件になります。内容につきましては記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号31につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号31を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5条許可を議題といたします。

(会長) 議案第2号の案件について、まず現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●委員) それでは、現地調査の報告を行います。議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長) 続きますして、議案第2号受付番号1の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第2号受付番号1について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。転用後は、自社駐車場及び肥料や農業用重機の置き場として使用されま

す。
また農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書14ページから16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページと7ページをご覧ください。7ページにつきましては、土地利用計画図となっております。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第2号受付番号1の説明と報告が終わりました。この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。はい、●●委員。

(●●委員) この今の件ですけれども、前回も前々回も買われて、今の農業用施設ということで、出た中で、今回これ、一反以上ありますね。ここに使用方法が書いてあるけれども、ハウスを建ててここへ機械を入れられるということですか。

(事務局) そうです。このハウスって書かさせていただいてる中に、肥料であったりとかを置かれるっていうことです。

(●●委員) 法人でようわかるけども、これだけの面積、一反以上の面積がいるわけですか。あっちにもあり、こっちにもある中でこれだけ。

(事務局) そうですね。

(●●委員) 経営、他でも失敗があったんやから、そこの確認はきっちりとしてもらわなあかんのちゃうかなと思ったりもするけども。他にも先月か先々月もこういう形で買われて、全部施設用地になったんか、ちごたか。二回くらいあったと思う。ほんで、面積がね、大きくなかったら別やけど、一反以上ある中で、これを全部、施設用地ってほんまに使ってんのかなという疑問がありました。

(事務局) 先月、先々月くらいっていうのは多分、利用権設定の案件やと思うんです。ただ、この道沿いに今、当該農地の東側ですね、三角地のところっていうのが去年のちょうど4月頃ですね、もう少し南側、ほんまに小さいところなんですけども、そこも昨年の秋か冬くらいやったので、立て続けっていうわけではないんですけど、あと法人さんのほうにもこういうふうな形で使われるっていうことで事務局サイドでも確認はとらせていただいていますし。

(会長) ●●委員、よろしいですか。

(●●委員) それだけです。

(会長) そのほか、何かご意見等ございませんか。よろしいですか。その他、特にないようですので、採決をとりたいと思います。議案第2号受付番号1を許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第3号非農地証明交付願についてを議題といたします。

それではまず、議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告を行います。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号2の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号2について議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらは昭和42年7月31日及び昭和43年10月1日に建物を新築され、居宅として使用をされておりました。本日お配りしている、先ほどの資料Aのもう1枚めくっていただいた後ろに、資料Bをつけさせていただいておりますので、そちらのほうご覧ください。昭和52年京都府農林部長から非農地証明の取扱いについて記載された通知になります。その2ページに非農地証明の交付基準が書かれているのですが、今回の案件は「(2)人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が農地法施行以前になされたもの」には該当しないのですが、そのあとのただし書きのところですね、「ただし、人為的無断転用であってもその行為が10年以上経過し、農業委員会が特に法施行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めたような場合は発行しても差し支えない」という部分、都市計画の線引き前に建てておられる建物ですので、都市計画法上での違反ではなく、こちらのやむを得ないと認めた場合に該当するのではないかと事務局は考えております。また、資料Bの4ページ、2枚

(事務局)

めくっていただいてになるんですけども、ご覧ください。こちらの地図は、建設課が出している資料なのですが、線引きの際に撮影されたものになります。下の方の赤丸のところが今回の案件の場所ですが、昭和47年の測量時にはもうすでに建物が建っていることが確認できます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号2の案件につきまして、何かご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。特にご意見等ないようですので、採決に入ります。議案第3号受付番号2について、非農地として証明書を交付することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、非農地として証明書の交付をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

それではまず、議案第4号の案件について、現地調査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましても、特に問題ないものと思われま

す。

(会長)

続きまして、議案第4号受付番号4の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号4について議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの農地は備考欄にありますとおり、1筆だけ貸付されていますが、残りの4筆はご自身で管理されるということです。なお、相続人は被相続人が生前の頃から一緒に耕作をされていたとお聞きしております。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書19ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページ、10ページ、11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号4につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。

よろしいですか。特にないようですので、採決に入ります。議案第4号受付番号4について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定についてを議題といたします。

それではまず、議案第5号について、現地調査の報告をお願いいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号46の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましても、特に問題ないものと思われま

(会長) 続きまして、議案第5号受付番号46の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局) 議案第5号受付番号46について、議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書21ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページと13ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひします。

(会長) 議案第5号受付番号46につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号46について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日本日予定しておりました審議については、全て終わりたいと思います。なお本日は報告案件はございません。

————— 午後2時15分 終了 —————